

令和 8 年度航空関連産業クラスター形成促進調査業務
企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度航空関連産業クラスター形成促進調査業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

3 業務目的

本調査は、航空機の機体やエンジン、装備品の整備事業を核とする航空関連産業クラスター（以下「沖縄航空関連産業クラスター」という。）を形成することにより、付加価値の高い雇用を増やすため、沖縄に適したクラスターのあり方、クラスターの基盤となる航空機整備施設の整備手法及び機能に関する調査を行うことを目的とする。

4 業務概要

- (1) 沖縄航空関連産業クラスターのあり方に関する調査
- (2) 航空機整備施設の整備手法に関する調査
- (3) 航空機整備施設に必要な機能に関する調査

5 業務の詳細

(1) 沖縄航空関連産業クラスターのあり方に関する調査

利用可能な産業用地、「おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会」の活動、国内有数の需要を有する那覇空港、通信技術の発達等の諸条件を踏まえた沖縄航空関連産業クラスターの形成に向けて、以下の事項について調査する。

調査に当たって参照し、またはモデルとする国内外のクラスターは、産業の特性を踏まえて応用可能なものであれば、航空関連産業に関するクラスターである必要はない。

ア 誘致・連携すべき機能

現時点で利用可能な産業用地や航空路線等の沖縄の特性、通信技術の発達等に伴うオンライン会議の普及や、製造業における DX の進展等の動向など、沖縄において航空関連産業を集積する上で考慮すべき諸条件を踏まえ、沖縄への拠点誘致を目指すべき機能、拠点誘致は必須ではないが連携すべき機能を整理する。

特に、那覇空港周辺には短期的に利用可能な産業用地が限られていることから、県内各地はもとより、県外、国外との連携を視野に入れて整理すること。

イ ネットワーク強化、求心力強化に必要な施策

沖縄に情報、知識、人材、ビジネス、投資が集まるクラスターを創出するため、クラスター内のネットワーク強化、クラスターの核としての沖縄の求心力強化の両面から、インフラ整備やクラスターの組織を含め、県として必要な施策を検討する。

ウ 沖縄航空関連産業クラスター形成により期待される効果

航空関連産業は、技術力はもとより認証の取得・維持も含め高い能力が必要と

される一方、付加価値が高い分野であると考えられる。

沖縄航空関連産業クラスターは、整備を核とするクラスターであるが、修理に必要な部材の製造加工などが発生すると考えられるため、これに伴って期待される企業の生産性向上等の効果について、事例に基づき調査すること。

(2) 航空機整備施設の整備手法に関する調査

沖縄航空関連産業クラスターの成長・拡大を図るための航空機整備施設の拡張整備については、その手法としてPPP/PFI手法の導入可能性や民間主導の投資を補助する手法の可能性を把握した上で、政策的観点も踏まえて公的機関の役割を明確にする必要がある。このため、以下の事項について調査する。

ア 法的な前提条件の整理

地方自治法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等の関係法令を踏まえ、PPP/PFI手法による航空機整備施設の整備を検討する上での前提条件を整理する。

なお、航空関連産業クラスター形成に係る検討経緯、新施設の規模及び概算事業費、新施設設置予定地の使用権原等の情報は県が提供する。前提条件を整理する上で、ほかに必要な情報がある場合は提案すること。

イ 施設利用に関するニーズ調査

新施設の利用を想定しうる事業者（以下「利用可能性事業者」という。）に対し、新施設の利用意向、1㎡当たりの賃料水準に関する意向、新施設の設計段階から関与する必要性の有無、新施設の規模、新施設に関する要望、他社との共同利用に関する可能性を調査する。他社との共同利用の可能性がある場合は、具体的に想定される利用形態についても調査すること。

なお、「(3) 航空機整備施設に必要な機能に関する調査」との整合性に留意すること。

ウ 事業手法等の検討

シンガポール、インドネシア等における航空機整備施設の整備・運営に用いられている主な手法も含め、新施設に適用しうるPPP/PFI手法を整理する。現実的な可能性は次のエで調査するため、DB方式を含む幅広い手法を対象とすること。

エ 民間企業の参画意向調査（サウンディング調査）

ウで検討した手法を提示しつつ、サウンディング調査を行い、民間企業の参画意向の有無、参画する場合の要件（事業期間、リスク分担等）、参画する場合の立場、参画の課題・懸念等を調査すること。

オ 事業性の検討

アからエまでの調査で、具体的に検討すべき事業手法を特定した上で、特定した事業手法について事業性を検討する。

カ VFMの算定

オで事業性を検討した事業手法による場合の費用と、従来方式（設計、施工を別々に発注し、維持管理は指定管理者制度による方式をいう。）による場合の費用

と比較してVFMを算定する。

キ 航空関連産業における公的部門の役割

アからカまでの調査に加え、機体整備の事業構造や、経済安全保障、航空機産業の振興といった政策的観点を踏まえ、沖縄において適切な規模の航空機整備が行われるようにするために、国、県が担うべき役割を示す。

(3) 航空機整備施設に必要な機能に関する調査

拡張整備する航空機整備施設に隣接することで機体整備事業者と連携し、相乗効果を発揮できる事業及び当該事業に必要な施設の機能や規模を整理する。

6 企画提案に当たっての留意事項

(1) 企画提案書

企画提案書は、上記(1)から(3)の順番に、具体的に調査方法を示すこと。図表を用いるなどして、分かりやすく、企画提案書のみで提案内容が把握できるように作成すること。

(2) 積算

積算に当たっては、必要経費を漏れなく適切に計上すること。

(3) 成果品

成果品として、報告書（詳細版）、報告書（概要版）を作成し、それぞれ紙媒体20部、電子媒体1部を提出すること。

(4) 著作権等

受託者が作成した報告書等の成果物及び取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触する場合は、受託者の責任により処理すること。

(5) 進捗に関する報告

業務の進捗については、原則、毎月10日までに沖縄県に報告すること。

(6) 委託料の精算

業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは実績に応じて委託料を精算する。

7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は49,795,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

8 再委託に関する制限

(1) 原則

再委託（契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）をしようとするときは、契約書にしたがって、事前に県の承認を得なければならない。

ただし、印刷製本や議事録作成等の定型的かつ簡易な業務については、事前の承認を省略することができる。

(2) 一括再委託の禁止

契約金額の2分の1を超える額の再委託、委託業務にかかわる統括的又は根本的な業務について再委託することはできない。

(3) 再委託の相手方の制限

本委託業務に係る企画提案公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者に再委託することはできない。

9 その他

本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されていなければならない事項は、これを省略してはならない。

本仕様書に疑義がある場合は、質問書により沖縄県に照会すること。